

平成 2 1 年度第 3 回 河川審議会

平成 2 2 年 3 月 1 1 日 (木)

パレス神戸 2 階 会議室

(午後 1 時 2 8 分 開会)

司会 (小林河川整備課副課長) それでは定刻となりましたので、ただいまから平成 2 1 年度第 3 回兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます事務局の小林です。どうぞよろしくお願いたします。

まず、審議に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。1 枚ものの資料で、次第と委員名簿それと配席図でございます。それから兵庫県の河川審議会条例などの規定をとじたものでございます。それに、本日御審議いただく矢田川水系河川整備基本方針の策定について諮問書でございます。それと、矢田川基本方針案の資料 1 - 1 ~ 1 - 6 まででございます。最後に県内の二級河川の概要ということで参考資料でございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日の審議会の成立についてでございます。本審議会の委員につきましても、全員で 1 6 名の方がおられます。本日は、代理出席を含め 1 2 名の委員の皆様にご出席をいただいております。兵庫県河川審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本会議は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、お手元の次第によりまして会議を進めさせていただきます。

まず初めに、県土整備部土木局長の濱田からごあいさつを申し上げます。

濱田土木局長 皆さん、御苦労さまでございます。土木局長の濱田でございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、委員の皆様方には、兵庫県の河川審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の審議会、今年度3回目でございます。1月の審議会では、武庫川水系の河川整備に係ります治水部会、環境部会の報告を行いまして御審議をいただきました。それを受けまして河川整備計画の原案を1月26日の武庫川流域委員会に提示をしたところでございます。原案では戦後最大の洪水を目的といたしまして、喫緊の課題となっております、下流の築堤部の流下能力の低い区間におきまして、早期の整備効果を発揮させるということで、前回の審議会でも御審議をいただきました河床掘削を優先して実施するというようにしてございます。

また、ダムについてでございますが、昨年、佐用で発生いたしましたようなああいった洪水を考えると、さらなる治水安全度の向上が必要というふうに考えておりまして、新規ダムにするのか、あるいは既存ダムを活用するのかといったことにつきまして引き続き検討していきたい、このように考えているところでございます。

さて、本日御審議いただきます議題は、矢田川でございます。兵庫県と鳥取県の県境から日本海に注ぐ流域面積約277平方キロ、延長にして約38キロの河川でございます。県内の二級河川の中では4番目に大きい流域面積を持っておりまして、その流域のほとんど97%が山林となっております。流域に位置する香美町という町ですけれども、人口が21,000人でございます。先ほどの武庫川とはまさに地理的に対極、都市と地方ということで対極にある河川でございますけれども、平成2年あるいは16年に洪水によって浸水被害を受けており、治水対策が求められている河川でございます。そういった意味で本日、河川整備基本方針を御審議いただき、諮問させていただきたいと思っております。どうぞ忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして簡単ですけれども、冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

司会 続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様方を御紹介させていただきます。

お手元の名簿をごらんいただきたいと思います。それでは、お手元の名簿の順に出席委員を御紹介させていただきます。

井上会長でございます。

井上会長 井上でございます。

司会 道奥委員でございます。

道奥委員 道奥です。よろしくお願ひします。

司会 岡田委員でございます。

岡田委員 岡田でございます。よろしくお願ひいたします。

司会 永富委員でございます。

永富委員 永富でございます。よろしくお願ひいたします。

司会 内藤委員におかれましては急遽御欠席されております。

山田委員の代理の垣尾様でございます。

垣尾委員代理人 垣尾です。よろしくお願ひいたします。

司会 安部委員でございます。

安部委員 安部でございます。

司会 吉田委員でございます。

吉田（忠）委員 吉田です。よろしくお願ひします。

司会 勝田委員でございます。

勝田委員 勝田でございます。よろしくお願ひします。

司会 山中委員でございます。

山中委員 よろしくお願ひします。

司会 波留委員の代理の土屋様でございます。

土屋委員代理人 よろしく願いいたします。

司会 阿部委員の代理の柴田様でございます。

柴田委員代理人 柴田です。よろしく願いします。

司会 尾澤委員の代理の小山下様でございます。

小山下委員代理人 小山下です。よろしく願いします。

司会 続きまして、県側の出席者を御紹介させていただきます。

先ほどごあいさつ申し上げました、土木局長の濱田です。

濱田土木局長 よろしく願いします。

司会 河川整備課長の北村です。

北村河川整備課長 よろしく願いいたします。

司会 河川計画室長の森口です。

森口河川計画室長 どうぞよろしく願いいたします。

司会 新温泉土木事務所長の小西です。

小西但馬県民局新温泉土木事務所所長 小西です。よろしく願いします。

司会 ここで、土木局長の濱田は公務のため退席させていただきます。よろしく
お願いいたします。

濱田土木局長 失礼いたします。

司会 それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定により会長
が行うことになっております。

それでは井上会長、よろしく願いいたします。

井上会長 座ったままで失礼します。僭越ではございますが議長を務めさせて
いただきます。

お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、そこにあります議題1件ということですが、議事進行にぜひ御協力を賜

りますようよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にあります平成21年度第3回兵庫県河川審議会の次第に従いまして議事を進めてまいります。まずその前に、後日作成します本日の議事録の署名人を定めておきたいと思っております。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名する委員が署名することになっております。今回は、岡田委員に議事録署名人をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開についてですが、兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定に基づき、本審議会は原則公開となっております。本日の議案につきまして同項ただし書きに該当し、非公開とすべき議案があるかどうかについて事務局のお考えをお伺いします。

司会 本日の議案は、矢田川水系河川整備基本方針についての諮問でございますので、特に非公開とする必要はなく、本日の審議会はすべて公開しても差し支えないものと考えております。

井上会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にないようでございますので、本日の審議会はすべて公開といたします。よろしいでしょうか。

御異議ないようでございますので、本日の審議会はすべて公開すると決定いたします。

次に傍聴の申し出についてですが、審議会公開要綱第5条の規定により、本日2名の方から傍聴の申し出がございます。定員が20名ということになっておりますが、2名ということで定員以内でございます。西村さんほか1名ということですが傍聴を認めることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょ

うか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井上会長 御異議ないようですので、西村さんほか1名の皆様の傍聴の方の入場を許可します。それでは、案内をお願いいたします。

傍聴の方は、あらかじめ定めてあります傍聴席にお座りください。傍聴される方をお願いいたします。お配りしております注意事項というのがございますが、それをお守りいただき議事が円滑に進行しますように、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に県内二級河川の概要に関する参考資料につきまして事務局より説明をお願いいたします。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 河川計画室の八木下でございます。よろしくをお願いいたします。座らせていただきます。

お手元の資料、県内二級河川の概要という参考資料でございます。

井上会長 一番後ろについているもの。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 そうです。

まず、表紙をめくっていただきまして1ページ目に地図が載っております。兵庫県には一級水系が5水系、二級水系が92水系ございます。一級水系の河川整備基本方針につきましては、国が策定することになっておりまして県内の5水系すべてについて作成済みでございます。兵庫県河川審議会にて御審議いただく二級水系の河川整備基本方針については、県内92水系のうち現在事業中、または事業着手予定の34水系について優先的に作成を進めておりますけれども、現在までに32水系について御審議いただき答申をいただいております。そのうちの28水系については策定済みで、1水系を国土交通省に同意申請中、3水系は同意申請準備中でございます。河川管内図におきまして、この図面ですね、既に審議をいただいた32水系を黒色で、本日御審議いただく1水系矢田川を黄色で着色

してございます。水色で着色しておりますのが残る 1 水系大津茂川です。真ん中辺の白で大きく抜けているところでオレンジの文字で書いているところが一級水系にかかる部分です。この部分は既に策定済みです。

本日、御審議いただく矢田川につきましては先ほどあいさつにもございましたけれども、兵庫県と鳥取県の県境であります赤倉山に源を発しまして、湯舟川や山田川などを合流して香住町香住区矢田地先で日本海に注ぐ流域面積 277 平方キロ、県下の二級河川で 4 番目の流域面積の河川でございます。

次の 2 ページをお開きください。このページにつきましては、先ほど御説明しました本県で優先的に基本方針の策定を進めています 34 水系の概要をまとめた一覧表でございます。1 ページ目の色塗りと同様に本日御審議いただく矢田川を黄色で着色しています。一番左端の番号については先ほどのページの地図の番号と同じ番号をつけております。この表の左半分は河川の流域面積や流域内の人口・資産、流域の土地利用の状況などを整理してございます。また、右半分では基本方針における治水の計画規模、計画基準点における集水面積、基本高水流量、計画高水流量、洪水調節施設などをまとめてございます。矢田川の概要につきましては、この後詳細に御説明させていただきます。

次の 3 ページをごらんいただきたいと思います。このページでは、これまでに審議会で基本方針の答申をいただいた 32 水系と、本日諮問いたします 1 水系の基本高水のピーク流量の比流量図を示してございます。この比流量は右下のほうに式を書いておりますけれども、基準点の計画高水のピーク流量を基準点の集水面積で割った単位面積当たりの流量ということになります。縦軸に比流量、横軸に集水面積をとったグラフで、通常このように右下がりの幅をもった領域にプロットが集まります。つまり、流域面積の大きい水系ほど比流量が小さくなるという傾向になります。この比流量図で他水系の比流量と比較することによって、基本方針で定める基本高水流量が妥当な値かどうかをある程度判断することができます。

このプロットのうち、黒いプロットは答申をいただいた32水系の基本高水の比流量で、プロット番号は先ほどの資料の番号と一致させております。右下の赤いプロットが本日諮問させていただく矢田川の基本高水の比流量でございます。

本日、御審議いただく矢田川につきましては、計画規模が50分の1ということですので、同じ規模のものを三角印で示しておりますのでこれらの並びを見ますと、矢田川についても妥当なものであるというふうに考えてございます。

次の4ページ目をお開き願います。この図につきましては県内河川の水質の状況図でございます。県内の主な河川では環境基準と言いまして、満足すべき水質の基準が定められております。図では環境基準が定められている河川について区間ごとに左下のほうの色分けの凡例のとおりAA類型からE類型まで、6段階の類型指定を青、緑、黄色、茶色、赤、黒の太線で示しております。また、図には水質調査地点ごとにBOD75%値の観測結果を字が小さくて申しわけないんですけども、四角囲みで右上の凡例のような色分けをしております。水質のよいほうから順に緑、黄色、茶色、赤で表示しております。近年は下水道の普及等に伴いましてごらんいただいてもわかりますように、県内のほとんどの地点で環境基準をほぼ満足できるような状態になっておりまして、良好な水質、緑色の水質の地点が多くなってございます。本日、御審議いただく矢田川につきましては、日本海側で赤い文字の28番で示している河川でございまして、全川においてA類型、最上流部ではAA類型の環境基準が定められておりまして、BOD75%値の観測値はいずれの区間でもAA類型指定の1以下となっております。良好な値になっております。

以上で、概要の説明を終わらせていただきます。

井上会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、ないようですので、次に議事に移りたいと思います。

本日の審議事項は、次第に記載のとおりでありまして矢田川水系河川整備基本方針についてであります。今回、知事から新たに諮問を受けるものであります。それでは、矢田川水系河川整備基本方針の審議に入ります。内容について事務局から説明をお願いいたします。

小島河川計画室調査環境係主任 矢田川水系河川整備基本方針の案について説明させていただきます河川計画室の小島と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

まず、資料は1 - 1 ~ 1 - 6まででございます。資料1 - 1は矢田川水系河川整備基本方針（案）の本文でございます。資料1 - 2 ~ 1 - 5は基本方針の根拠となりました参考資料、資料1 - 6は本日説明しますパワーポイントになります。

それでは、資料1 - 1をごらんください。表紙をめくっていただきますと目次がございます。河川整備基本方針については、河川法施行令の定めに従いまして目次に示します事項について取りまとめております。2つ目、河川整備の基本となるべき事項として、基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分、計画高水流量、計画横断形、正常流量などについて記述しております。その内容につきまして資料1 - 6とパワーポイントを用いて説明させていただきます。

まず、矢田川の概要でございます。矢田川は兵庫県と鳥取県の県境である標高1,332メートルの赤倉山に源を発し、熊波川、湯舟川、山田川、守柄川といった支川をあわせながら北流して香美町香住区矢田地先にて日本海に注ぐ二級河川でございます。その流域面積は約277平方キロ、本川流路延長は約38キロで流域は香美町を中心に一部新温泉町、養父市にまたがっており、流域内の人口は約11,000人でございます。

これは土地利用を表した図でございます。ピンク色が市街地、黄色が農地、緑色が山地です。山地が全体の約97%を占めており、谷筋のわずかな平地に市街

地と農地が点在しております。

次に、河道の状況でございますが、河口から上流に向かって説明させていただきます。まず河口域です。河口から約1キロの油良橋付近までの区間は、潮位の影響を受けるいわゆる感潮域となっております。河口付近には香住区の中心市街地が広がり、国道178号線の矢田橋、JR山陰本線の矢田川橋梁が横断しており、川幅は200メートル程度となっております。

油良橋付近から、河口からの距離13.9キロ付近で合流する山田川合流点までの区間を下流域としておりますが、代表的な区間として大谷橋付近から大野橋付近の区間を示しております。下流域では堤防が設置されている区間が多く、川幅は100メートルから150メートル程度で蛇行しながら流下しております。沿線には水田が広がり多数の井堰が存在しております。

次に、山田川合流点から24.5キロ付近で合流する湯舟川合流点までの区間を中流域としておりますが、代表的な区間として田尻橋付近から味取橋付近を示しております。中流域ではほとんどの区間が無堤で、川幅は60メートルから100メートル程度、蛇行しながら流下しております。矢田川に山が迫っており河道と山との間の平地に水田や集落が点在しております。

次に、湯舟川合流点から上流の区間でございますが、代表的な区間として長板裏橋付近から矢田川橋付近を示しております。この区間も中流域と同様にほとんどの区間が無堤となっており、川幅は30から60メートル程度となっております。写真右に示します石寺堰堤は、矢田川の支川である湯舟川にある入江ダムに発電のための水を取水するために設置されております。

最後に湯舟川です。湯舟川は流域内で最も大きい支川であり、矢田川の24.4キロ付近で合流しております。湯舟川の下流付近に関西電力の発電用である入江ダムが設置されております。

次に、流域の変遷でございます。矢田川流域では昭和40年代から大きな変化は

ありませんが、河口付近の香住区では宅地化が進んでおります。なお画面の地形図は平成12年のものですが、平成17年に鳥取豊岡宮津自動車道の一部である香住道路が開通し、香住インター付近へのコンビニを始めとした商業施設や香美町役場の移転により、さらに宅地化が進んでおります。

地形でございます。流域の上流域は矢田川と湯舟川の平行谷で形成されており、矢田川の上流は、県内最高峰である標高1,510メートルの氷ノ山や赤倉山など急峻な山岳地形となっております。中流域におきましても両岸に山地が迫り、水田は谷筋にわずかに広がっている程度で、山地河川の様相を呈しております。下流域は中流部に比べ谷筋に水田が広がり河道も蛇行が見られ、河口部の扇状地には香美町香住区の中心市街地が広がっております。

続きまして地質です。図に示すような地質となっております。

気候でございます。矢田川流域は日本海岸式気候に属しており、冬は北西季節風のために曇りや雪の日が多く、夏は晴天の日が多いのが特徴となっております。図の棒グラフは平均降水量を、折れ線グラフは平均気温を示しております。流域の上流に位置する兔野高原観測所と香住観測所の平成11年から平成20年までの10年間の平均を示しています。年平均気温としましては、下流では全国平均の約14度とほぼ同じで、上流ではやや低くなっております。年間降水量は全国平均の約1,700ミリよりやや多くなっております。

続きまして、流域の自然環境でございます。先ほど申しましたとおり流域の約97%が山地となっております。流域の植生としましては、下流域は薄い黄色で示しております、コナラ群落や緑色のスギ・ヒノキ・サワラ植林が見られますが、上流に行くにつれて黄緑色のクリ・ミズナラ群落や茶色で示しておりますチシマザサ・クマザサ群落などの二次林が見られるようになっております。

次に、矢田川の生物でございます。河口域は汽水、海水性の種の生息場所となっており、ボラ、スズキ、チチブなどの魚や、クロベンケイガニなどの甲殻類が生

息しております。植生としましては、画面に示しました5種類の中でもクズの優占度が高くなっております。

下流域でございます。河道内にはツルヨシ、クズ、ヨモギ、ミゾソバなどの植物が見られ、魚類はオイカワ、カワムツ、カワヨシノボリなどが生息しております。

中流域の河道内にはれきが多く自然裸地となっている箇所が多くあります。そのれきの上にはツルヨシが優占しており、そして堤防の裏面にはクズが優先して見られます。魚類としましては、オイカワ、カワムツ、カマツカ、アブラハヤ、ドジョウなどが生息しております。

上流域も中流と同じく自然裸地となっている箇所が多く、ツルヨシやクズが見られます。魚類としてはカジカ、ドジョウ、ウグイ、タカハヤ、ヤマメが見られるほか、矢田川は下流から上流にわたりましてゲンジボタルが生息しております。

次に、矢田川の貴重種でございます。これは近年の現地調査で確認されました生物のうち、レッドデータブックに掲載されているものがどういったランクづけになっているかということ、生物種ごとにあらわした表になります。まず、両生類としましては、表に示しておりますオオサンショウウオなどの10種が確認されています。また、爬虫類では、夜行性の蛇であるシロマダラの1種が確認されております。鳥類としましては24種が確認され、哺乳類としては5種が確認されております。魚類としましては13種確認されております。底生動物は7種が確認され、植物は5種、合計65種が確認されております。

次に、矢田川の水質でございます。矢田川では水質汚濁に係る環境基準の類型指定として、上流部がAA類型、下流部がA類型に指定されています。平成19年度のBOD75%値は下流部の油良橋地点で0.5ミリグラム、上流部の細野橋地点で0.5ミリグラム未満となっており、上下流とも環境基準値を満足するとともに非常に良好な水質となっております。

矢田川の歴史・文化でございます。矢田川流域には、上流部を中心に縄文・弥

生・古墳時代の遺跡や古墳が多数点在してあるほか、渓谷や滝など豊かな自然環境自体が文化財として多数指定されております。写真の猿尾滝・吉滝が県指定の名勝に指定されております。矢田川の人と水のかかわりについては、上流の村岡区に耀子の清水があります。水神様が祭られ現在でも健康維持のために活用されております。また、下流の香住区では、疫病を静めるために始まったと伝えられる万燈の火祭りが、毎年7月に矢田川の河川敷で行われております。

次に、矢田川の観光・景勝地でございます。流域の上流部は氷ノ山後山那岐山国立公園に、河口部は山陰海岸国立公園に指定されており、先ほどの文化のところでも申しましたとおり、矢田川流域の自然全体が観光・景勝地と言える感があります。上流ではこのロケーションを生かしまして八チ北高原スキー場などのスキー場が多数あり、下流の香住海岸では海岸をめぐる遊覧船観光が行われております。流域の中流には、滝や渓谷などのほか温泉もあり観光資源がバラエティーに富んでおります。

次に、矢田川の水利用でございます。図面は、取水地点を用水の種別ごとに色分けをして表したものでございます。緑色は農業用水を、青色は水道用水と消雪用水を、赤色は発電用水を示しております。農業用水につきましては下流から上流の全川にわたって広く利用されており、水道用水は下流で1件、消雪用水は上流で3件利用されております。発電用水は矢田川の石寺堰堤で取水した水を湯舟川の入江ダムに導水し、そこから入江ダムにためた湯舟川流域の水とあわせまして中流部にある矢田川発電所に導水し発電に用いております。

河川の利用状況でございます。矢田川の豊かな自然環境を守り伝えていくために流域内では毎年、香住、村岡、小代の三区が順番に矢田川まつりを開催し、多くの人々が水遊びや魚つかみ、釣りなどを楽しんでおります。流域内の学校では矢田川における生きもの観察、水質の調査、ごみ拾いなどを通じて川に親しむ取り組みが行われております。また、矢田川では全域にわたりまして漁業権が設定さ

れアユなどの内水面漁業が営まれております。

次に、既往の洪水被害でございます。矢田川では昭和34年の伊勢湾台風や昭和54年の台風20号などにより浸水被害が発生しております。下の図は、平成2年の台風19号と平成16年の台風23号による矢田川下流部での浸水範囲を示したものです。

これは、平成2年の台風19号による被害状況でございます。このときは浸水被害のほか写真の大野橋が被災をいたしました。同じく平成16年の台風23号による被害状況でございます。このときも左下の写真に見られますように、住宅への浸水被害が生じております。

こうした幾度となく受けた洪水被害に対しまして、矢田川の本川だけではなく支川も含めて災害関連事業や局部改良事業を行ってまいりました。また、矢田川水系の工事实施基本計画は平成9年に策定いたしました。

続きまして、河道部概要として矢田川の縦断図を示しております。左側が河口部でございます。河口から8キロ付近までは360分の1、すなわち360メートル行くと1メートル上がるといった勾配になっております。上流に向かうほど勾配が急になり湯舟川合流点では100分の1程度の勾配となっております。

これは矢田川の現況の流下能力を表した図でございます。中央を挟みまして上の段が右岸側、下の段が左岸側でございます。横軸は左が河口、右にいくと上流という形になっております。また、縦軸でございますが、右岸側については中心から上にいくほど流下能力が大きく、左岸側については中心から下にいくほど流下能力が大きいといったことを示した図でございます。下の横断図にございましており現況の流下能力は、堤防の高さで評価する方法と河川の流量により定めた余裕高さを堤防高から引いた高さ、つまり天端から少し下がった高さで評価する方法の二とおりで表しております。流下能力の赤色で色づけされた箇所では、堤防高で流下能力が計画高水流量に対して不足し、緑色で色づけされた箇所では、

堤防高から余裕高を考慮した流下能力が計画高水流量に対して不足している箇所になります。

こうした流域あるいは河川の現状を踏まえまして、ここからは河川の総合的な保全と利用に関する基本方針をお示しします。

まず、矢田川の川づくりの基本方針としましては、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を4つの柱としました、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づきまして河川整備の実施状況、水害の発生状況、河川環境の保全、香美町の総合計画を考慮した上で河川の総合的な保全と利用をはかります。災害の発生の防止または軽減に関しましては、計画規模の降雨で発生する洪水や高潮から沿川の住民あるいは資産を守ることを目標とし、具体的には河積拡大等の河道改修と高潮対策の実施を行います。また、そういった改修が進む途中の段階や計画規模を超える洪水や高潮に対応するために、情報伝達体制、警戒避難体制の充実、あるいはハザードマップの活用支援や地域住民主体の防災活動を支援し、総合的な被害軽減対策を関係機関、地域住民の方と連携して推進します。

次に、河川水の利用に関しましては、合理的な水利用の推進を図るなど今後も必要な流量の確保に努めます。また、新たな水需要が発生した場合には、関係機関との協議・調整の上、水資源の合理的かつ有効な利用を図ります。さらに震災などの緊急時につきましては、関係機関との連携によりまして適切な河川水の利用が図られるように配慮します。

河川環境の整備と保全に関しましては、関係機関と連携して生態系の保全と再生や良好な河川環境と景観の保全に努めます。具体的には河道の中につきましては、瀬・淵、河畔林等の保全・再生に努めてまいります。また、生物の生息・生育環境を保全する観点から、水辺から河畔への横断的な連続性や落差工及び支川合流点の縦断的な連続性に配慮します。

水質につきましては、現在の良好な状況を維持するために流域全体で水質保全に努めます。

河川利用につきましては、矢田川まつりや学校の野外授業等の河川利用に配慮し、子供や地域の方々が水辺に親しみやすい場の整備を進めます。

河川の維持管理でございますが、治水・利水・環境それぞれの観点で地域住民の方、関係自治体、関係機関と協力しまして適切に行います。

具体的には、除草やごみの除去等の日常管理につきましては住民の方の参画と協働をより推進していきます。河道や河川管理施設の管理につきましては、自然環境への影響に配慮しながら洪水の安全な流下を図るために適正な維持管理に努めます。堰・橋梁などの許可構造物の管理につきましては、治水・利水・環境の面から支障を来たさないように指導、監督を行います。また、河川情報の提供により地域の主体的な河川管理を支援するとともに、上流から河口部まで流域が一体となった連携を図りまして河川愛護精神を醸成します。

ここからは、河川整備の基本となるべき事項についてお示しします。計画基準点につきましては矢田川の重要な防御対象である、香美町香住市街地の直上流の地点として大乘寺橋地点とします。

次に、基本高水流量、計画高水流量でございます。基本高水流量とはダムなどの洪水調節施設がない場合に河川を流れる水の量です。一方、計画高水流量とは洪水調節施設による調節後の流量です。計画規模は50分の1として流出解析を行い、先ほどの計画基準点における基本高水のピーク流量を1,800トンとします。矢田川では基本高水をすべて河道で分担することとし、計画高水流量は基本高水のピーク流量と同じ流量となり、今後はこの1,800トンを最終的な目標といたしまして河道改修を実施してまいります。

もう少し詳細に算定の条件を示します。計画規模は流域の重要度や既往洪水の規模などを勘案いたしまして50分の1としております。計画雨量は52年間分の

雨量データを用いて降雨解析をした結果、計画降雨継続時間である24時間では271ミリ、洪水到達時間の6時間では139ミリとなります。計画対象降雨は24時間雨量の上位5洪水、6時間雨量の上位5洪水、実績雨量から算出したピーク流量の上位5洪水を網羅する7洪水を選定しております。この7洪水により流出解析を行った結果、大乘寺橋地点での基本高水流量は1,800トンとなります。

計画高水流量の決定に当たりましては河道改修単独の場合のほか、新規ダムと河道改修、新規放水路と河道改修の組み合わせを比較いたしました。その結果、新たな洪水調節施設などは設けずに河道改修単独により治水安全度の向上を図ることとして計画高水流量は基本高水のピーク流量と同じとしました。

方針河道としましては河川環境に配慮し設定しております。具体的には、極力現状からの環境改変を行わないよう現況の法線やみお筋を保全した河道を考えております。

主要な地点における計画高水位とおおむねの川幅は表のとおりでございます。長期的な治水計画としましては、計画高水流量を計画高水位以下で安全に流下できるように河川改修を進めてまいります。

最後に、流水の正常な機能の維持に必要な流量でございます。矢田川では大乘寺橋を正常流量の基準点としました。正常流量の設定は、まず河川流況の把握を行い、その上で維持流量の設定をいたします。維持流量と申しますのは、動植物の生息・生育、漁業そして水質の保全、こういった観点から維持すべき流量でございます。これを設定いたしました後、次に水利流量の把握を行います。水利流量といえますのは水道用水、農業用水など河川から取水して利用されている水の量でございます。そして、これらの維持流量、水利流量をともに満足するために必要な流量を正常流量として設定いたします。

維持流量、水利流量とも時期により異なります。そこで、今回はかんがい期の

中でしるかき期と普通期、そして、非かんがい期の3期間に分けて正常流量を設定いたしました。画面はしるかき期を示しております。青線は動植物の生育等に最低限必要な維持流量になります。黒線は10分の1濁水流量になります。10分の1濁水流量は水利用のところで申しましたとおり、石寺堰堤で関西電力矢田川発電所のための水を取水しておりますので、ここでは取水後の下流への放流量を流量として設定しております。これに山田口橋上流の矢田川発電所での発電水の還元など、水利の水収支を反映させることにより大乘寺橋地点での10分の1濁水流量を2.1トンと算定しております。赤線は維持流量と水利流量の収支を考慮して設定しました正常流量になります。大乘寺橋での正常流量はおおむね1.0トンと設定しております。黒線の10分の1濁水流量の値が赤線の正常流量の値より大きければ流況が正常流量を満たしていることになり、基準地点の大乘寺橋では正常流量を満足していることになります。

同様に算定を行いまして、かんがい期の普通期の正常流量をおおむね1.0トンと設定しております。

非かんがい期の正常流量をおおむね1.2トンと設定しております。大乘寺橋の基準点では1年を通じまして正常流量を満足しておりますが、矢田川発電所から石寺堰堤の間の発電取水による減水区間では、かんがい期の普通期を除きまして10分の1濁水流量が正常流量を下回る結果となっております。これにつきましては引き続き関係機関と連携して必要な流量の確保に努めてまいります。

以上が、矢田川水系河川整備基本方針(案)の概要でございます。説明は以上です。

井上会長 ありがとうございます。

大変多岐にわたっておりますが、いかがでしょうか。何か御意見なり御質問がありましたらお願いいたします。

なお、この会議では速記が入っております、御発言の際は必ずまずお名前を言っ

ていただき、その後で御発言をいただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

簡単なところ、私のほうからお聞きしたいのですが、このスライドで言いますと発電所の放流口の位置なんですけれど、それがこのスライドのどこら辺に入るか教えていただけませんかでしょうか。

小島河川計画室調査環境係主任 発電所の放流口の位置なんです、前方のパワーポイントで言いますと矢田川の下流域と中流域の境目に山田川という支川が合流しているのですが、山田川合流の直上流が発電水の還元となっております。正常流量の表で申しますところの山田口橋の直上流で10分の1湯水流量が大きく段差をしてところが発電所からの放流口です。済みません、パワーポイントの48ページの資料でございます。

井上会長 いかがでしょうか。

きょう初めてということですので、私のほうからお聞きしたいのですが。

洪水に関して毎秒1,800立方メートルということではありますが、それはスライドで言いますと33のスライドですね。数字が小さくて見えないですけども、左端のほう、2キロメートル下流は幾らになってるんですか。これも1,800ですか。

小島河川計画室調査環境係主任 河口の位置は1,900です。

井上会長 青色の数字で大きさ1ミリぐらいの字で書かれてると思うんですけど。

小島河川計画室調査環境係主任 1,900です。

井上会長 2キロから14キロぐらいまでが1,800ということになっているんですね。ブルーの太い線でずっと横に走っているのが計画高水流量ですね。

森口河川計画室長 そのとおりでございます。33ページの大乗寺橋のところ
で100トンの差が出てきてます。

井上会長 100トン。1,900トンになりますか。

森口河川計画室長 そうですね。大乘寺橋下流が1,900トン。そこから上流が約14キロ手前までの地点が先ほど申し上げた基本高水流量1,800トンということになります。

井上会長 それで、既往の洪水で、スライドで言えば27ページに既往の洪水がリストされてますけれども、このときの流量と今の1,800トンとの関係はどうなっているのでしょうか。先ほど網羅するという書き方してありましたが、意味がピンとこないんですが。

森口河川計画室長 27ページに既往洪水、昭和34年から平成16年までの主な洪水を示してございます。実は流量観測をしてございませんで、モデルを使って実績の降雨により流量を再現いたしますと、平成2年が最大になりまして計算では1,517トンということで、実績洪水と比べて基本高水が少し大きい形になっております。

井上会長 わかりました。いかがでしょうか。どうぞ、はい。お願いします。

道奥委員 道奥です。まず、先ほどの正常流量のことで、先ほどの御説明では関係機関と調整云々を御説明いただいたんですけども、9ページの本文の資料1-1ですが、一番最後のページには特にそのあたりが記載されておらず、水利使用量等の変更に伴い当該流量が増減するものであるというふうに記載されておるんですけども、どういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。この正常流量に関する1.0とか1.2というのは、目標は関係機関との調整によって変わりうるというそういう理解なのでしょうか。調整するということがまず本文に記載されていないことと、増減するものであるという本文に記載されている内容が理解できないんですけども。

森口河川計画室長 河川計画室の森口でございます。9ページには現在許可、慣行水利も含めて確保すべき必要な流量、動植物の維持であるとか、そういった

ものも含めて必要な正常流量を定めています。先ほど、パワーポイントの中で説明させていただいた意味は、6ページが一番下の、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項ということで、2行目に最初から読みますと、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して、合理的な水利用の促進を図るなどという後に、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めると。正常流量として必要な流量は定めてるんですが、一部の区間で足りないというところがあるので、今後、許可する部分がございますので、できれば調整を図る中で、動物植物の保護など維持流量にかかる放流の調整をして行きたいという考え方でございます。

道奥委員 結構その減水区間の部分が大事なことだと思うんですけども、きょう電力のほうからも委員が御出席になっているので、そのあたり確認しておいたほうがいいんじゃないかなと思ひまして。

勝田委員 委員の勝田です。関西電力でございます。

矢田川発電所で昭和33年からここで発電所を建設させていただいて使わせていただいているんですが、建設時にかんがい用並びにそういう水ということで一定程度の放流をさせていただいております。それはここに出ております先ほどごらんのところだと思いますが、減水区間、若干その正常流量に対して下回っている部分があるという御指摘なんでございますけれども、昭和63年に河川法が改正になりました、その関係で私ども水利権の許可をいただいているのが、ちょうど後数年で更新に入っております。次回の更新から維持流量を十分県御当局と協議させていただき、そういう形になっております。私どもとしても、当然ながら十分地元の御意向と県の御意向とその辺のところこういう結果も踏まえて十分協議させていただきたいと思っております。

井上会長 よろしいですか。

道奥委員 はい。

道奥委員 今の記載で、特に問題ないということで納得しました。ついでに何点か質問があるので教えていただきたいのでありますが。

まず、資料 1 - 2 なんですけども、7 ページに本文じゃなくて付属資料ということになるんだと思いますが、資料 1 - 2 の 7 ページの一番下の図を見ますと、気温の上昇とか降水量も年々増加しているということがかなり明確にあらわれていると思うんですが、恐らく積雪量も経年的にかなり変わってきているんじゃないかと思います。そのあたり経年変化に対する、あるいは気候変動に対する記載が本文とか付属資料のほうにも記載されていないですね。これはそれでいいのかどうかということですね。それがまず第 1 点です。

それから、河畔林の保全・再生というようなことが確か本文のどこかに書いてあったと思うんですけども、付属資料のほうにつきましてもこの河川で河道内樹林が、例えば疎通障害とかそういうふうな問題をもたらしていないのかどうか、瀬戸内側のほうの河川はどこもかなり樹林化が顕著ですので、ここはそれほどもなさそうですけども、河道内樹林あるいは河畔林というのは保全・再生という一つ方向のメニューだけでいいのかどうかということですね。切る必要はないのかどうか、保全・再生ということになりますととにかく大事にするということになります。その方向だけでよろしいのかどうかということ確認したいと思います。

それから、貴重種とかについては記載されていた御説明もあったんですが、外来種等の問題はこの河川の場合は問題はないのか、ということはこれは質問でございます。

それから、同じく資料 1 - 2 の 36 ページのこれまでの洪水被害で、表 4 の 1 - 1 ですね、一番上の表ですけども、昭和 54 年これが今回 1.065 倍に引き伸ばした方針の出水になるのでしょうか。実績雨量のところの 6 時間が 10 とあるんですけども、ちょっとけたが違うのかなというふうに思うんですけども、これ

なぜ10なのかということと、5と6の特に浸水被害、最近の水害のありました平成2年と平成16年ですけども、6時間雨量見ても24時間雨量見ても、まあ24時間は平成2年のほうが若干大きいんですが、確率評価したら大分大きいのかもわかりませんが、浸水面積がものすごく違うんですね。その同じオーダーの雨量であるにもかかわらずなぜこれだけ浸水が違ったのか、氾濫の形態ですね。破堤なのか堤防決壊なのか、堤防決壊というのはどこかに書いてあったと思いますが、なぜこれだけ浸水の規模が違うのかということについて教えていただきたいと思います。まだありますけども、とりあえずそこまで。

森口河川計画室長 1点目の最近の気象の傾向ということでございます。傾向分析ということもまだはっきりやってなかったということもございますが、確かに気温等を見ますと上がってきているというようなこともございます。その辺、もう少し傾向分析させていただいて本文に書けるかどうか検討させていただきます。

道奥委員 河道内樹林、河畔林は保全・再生ということによろしいのでしょうか。

小西但馬県民局新温泉土木事務所所長 河畔林の保全・再生ということにつきましては、日ごろから地元の皆さんのいろいろな要望をいただく機会があるわけなんですけども、特に現在、例えば河畔林が繁茂していて治水上から伐採してほしいという要望はいただいておりません。基本的には今後治水事業をやる中で、河畔林の保全ということを念頭に置いてやっていくというふうに考えております。

道奥委員 現状はそうだと思うんですけども、基本方針なので恐らく50年とか100年とかいうオーダーで将来を見る必要があると思うんですけど。その中で保全と再生いうだけで言い切れるのかどうかということですね。多分50年前は瀬戸内のほうの河川も樹林化なんていうのは今を想定してなかったと思うんですけどもね。そういう意味で言い切ってしまうといいのかどうかということがち

よっと気になっています。今はそうかもわかりませんが。

小西但馬県民局新温泉土木事務所所長 日常的には、もちろん委員がおっしゃいますように河畔林の繁茂している河川については、現在は要望等はございませんけれども、伐採等による河畔林の維持とといいますか、伐採を念頭に置いた管理というのは矢田川でもやっていきたいと考えています。

森口河川計画室長 雨の傾向でございます。洪水の流出のパターンですが、資料 1 - 3 の 1 2 ページに実測流量の再現という形で御説明させていただいております。右のほうに昭和 6 2 年、平成 2 年、平成 1 6 年というような形で再現させていただいてまして、平成 2 年と平成 1 6 年は真ん中右のほうのグラフでございます。雨の量は平成 2 年のほうが総雨量として圧倒的に多くて、ピークになるまでに結構降っていたというような状況がございます。雨の形も二山のような格好になってまして、前段で結構降って、その後ピークになって降っているというような状況もあり、流量としては平成 2 年のほうが大きかったというふうなことだと思っています。

道奥委員 この先ほどの昭和 5 4 年の 6 時間 1 0 ミリというのは、これはいいんですか。

今井河川計画室課長補佐兼調査環境係長 申しわけございません。1 1 0 ミリの間違いでございます。それともう 1 点、外来種等についての配慮という御質問がございましたけども、全く配慮しないという意味ではございません。例えば資料の 1 - 5 を見ていただきたいんですが、下段のほうになりますけども、河川整備の方針という一番下のほうの欄で若干ふれてございます。

井上会長 1 - 5 は何ページでしょうか。

今井河川計画室課長補佐兼調査環境係長 1 ページ目です。すみません。1 ページ目の一番下の河川整備の方針の中の環境のところ、例えば下流域のほうで下から 3 行目になりますが、帰化種であるオオブタクサについては除去するとか、

そういう形で外来種、帰化種についても配慮はして行くように考えております。

井上会長 先ほどの河畔林の件ですけれども、パワーポイントの資料では保全・再生としか書いてないんですが、やっぱり適正な管理という言葉が必要ではないかと私は思うんですけれども、これはどこか本文中には書かれてるんでしょうか。

森口河川計画室長 河道内樹林というような明確な書き方はしてございません。洪水が安全に流下するような適正な維持管理を行うという言い方でしか書いてございませんので、特に自然度の高い川でもございますので、現地状況をもう少し確認させていただきますので、検討させていただきたいと思います。

井上会長 お願いします。先ほど道奥委員からありました、浸水面積の違いですね、平成2年と平成16年で同じ程度というか、ほぼ同規模の降雨で浸水面積だけ80倍ぐらい違うんですが。

森口河川計画室長 ここで浸水面積を上げてますのは、香美町の実績を踏まえて上げてるんですが、実は矢田川のとなりに香住谷川というのがございまして、先般御審議いただいたかと思うんですが、以前は、そこに矢田川が流れていたものをつけ替えたいというのが香住谷川なんですけども、そのとき香住谷川のほうのはんらんが結構ございまして、ここでは厳密な区分がされてなくて、当時平成2年は香住谷川も結構あふれていたということで、少し浸水面積についてはラップしている部分があると思います。先ほども申しましたように、平成2年の雨は前期ピーク前の前期降雨がかなりあったということもあって、流量的には平成2年のほうが大きかったという2つの理由で浸水面積が上がったということです。

井上会長 それでは道奥委員どうぞ。

道奥委員 引き続き道奥ですが。資料1-2ですか、例えば39ページの水利権の一覧表がありますが、裏面が慣行水利権になるんでしょうか。慣行水利権のほうは合計を書いていたおるんですが、許可水利権のほう、表5の2-1

は合計が書いておられないんですが、これについてももし差し支えなければ、合計が意味があるのであれば合計も書いていただいてはどうかというふうに思いました。

基本方針の50分の1という数字、いつも毎回ではないでしょうけど、県内河川の基本方針規模をお示しいただくときに、県内のいろいろな河川のはんらん域の人口であるとか、はんらん面積とかそういうものを一覧表にさせていただいて、だから50分の1ですとか、60分の1ですというように御説明をいただいていたと思うんですけど、今回、口頭では御説明あったように理解しましたが、それがお示しいただかなかったので、説明としてそのあたりあったほうがよかったのかなというふうに思いました。

資料1-1の本文のほうですが、5ページなんですけども、河川利用のところの下の方3分の1ぐらいのところ、総合的な学習の時間を利用して云々かんぬんを書いているんですけども、正式には総合的な学習という名称でしたでしょうか。総合学習のこと、総合学習が略称なのか正式名称なのかよくわかりませんが、総合的な学習という言い方、私、あんまりなじみがなかったんですが。言葉は確認いただくだけでいいんですけども、最近はこの総合的な学習は縮小気味でこの行政も総合学習に限定せず、理科とか社会とか一般化教育のほうにシフトして行っていると思うのでそれも記載していただいたほうが、あるいは総合学習いうことに限定しないほうがいいんじゃないかというふうに思いました。その下のPTCAとありますが、このあたりはどこかに注記があったほうがいいんじゃないでしょうか。ペアレンツ・ティーチャー・コミュニティ・アソシエーションでしょうか、想像ですけどそういうふうに思いました。

とりあえず以上だったと思います。

井上会長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

森口河川計画室長 水利流量は、御指摘のとおり合計を記載するようにいたし

ます。県内の計画規模を決める考え方でございますが、基本的には流域面積であるとか河川の重要度であるとか、そういったものから決めるということが河川砂防技術基準等で記載されておりまして、兵庫県ではまず大きく分けまして地域区分、但馬地域あるいは瀬戸内地域、そういった地域区分でまず、計画規模を大きく分けております。但馬のほうは50分の1から60分の1、南の阪神間都市部は100分の1、淡路のほうは50から60分の1、そういうふうな大きく区分けをしてその後、それぞれ河川の重要度ということで、河川の想定氾濫区域の人口であるとか資産、そういったものを大きく区分して河川の重要度をランクづけいたしまして、それぞれ計画の規模を決めています。矢田川の場合は但馬地域ということで、50分の1から60分の1以下ということになります。流域の人口、資産等を勘案いたしますと、県内でもどちらかということ計画規模としては少し低い形になりますが、50分の1という形で決めております。また考え方についてお示ししたいと思います。

井上会長 はい。それではあと総合学習ですか、道奥委員からありましたように、どこも総合学習の時間を削って普通の正規授業をやっているような状況にこのごろなっているというふうに聞いてますので、そういう傾向も少し追記しておいていただくほうがいいんじゃないかという気がします。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私の方からお願いしておきたいのですが。さっきの降水量の分布をみますと降雪、雪が非常に重要な位置を占めているということがよくわかります。正常流量の判定もそうですけれども、やはり流況図というんですか、ああいうものを例えば10年ぐらいでいいですかね、そのぐらいの平均的なものでもいいんですけれども流況図、流量の大きい順番にずっと並べてどの辺が渇水流量なのかとか平水流量なのかとか、ああいうものを少し加えて置いていただくほうが全体の見通しがしやすいんじゃないかというのが1点です。

もう1点の水質については、現在のところ非常にいい川ということなのですが、これが基本方針ということですので将来ともこういうことが期待できるのか、先ほどの河畔林の話もありましたけども、現在はいいけれども、これは基本方針ですので相当の期間こういう方針に従って進めていかれるということですので、その辺についても見通しなりをつけ加えていただくほうがいいのではないかというふうに思っております。

柴田委員代理人 近畿農政局の柴田です。質問は先ほどのパワーポイント以外のことでもよろしいんですかね。先ほど会長のほうから言っていたんですけど、それも含めまして、会長のほうから10年間ぐらいの流況図をという話がありましたけど、流況図と一緒に豊平低濁の数字が入った表も合わせてお願いします。それから、正常流量の流水のところの検討の資料でいろいろ対象魚種を何にしたとか載ってるんですけど正常流量を計算したときに、例えば魚の移動を取ったのか、それとも産卵を取ったのか、それとも流水の汚濁の防止を取ったのかははっきりしませんので、正常流量の計算にはこれを使ったとわかる資料をつけておいていただきたいと思います。

それから、本文についてもよろしいですか。基本方針の本文のほうなんですけど、一番最後のページの(4)のところなんですけど、これに対して大乘寺地点で過去10カ年云々、それから平均濁水流量は平均平水流量は何トンとありますけど、この後に一級河川の方針では、全国的に統一してつけてもらうようになってます、10年に1回程度規模の濁水流量は何トンになるという文の追加をお願いしたいと思います。

以上です。

井上会長 ありがとうございます。

森口河川計画室長 資料についてはきちんと整理して示すようにさせていただきます。ちなみに流水の正常な機能維持を決めたお手元の資料1-6

の50ページに正常流量設定のところで一応示していますが、丸印が動植物の生息等から決まった必要流量ということで、例えば、大乘寺橋地点では動植物の生息から流量が決まっています。その上流に行きますと赤の三角がございしますが、これが流水の清潔の維持のための必要流量ということで、これでは何の項目で決まったかというのはこういう形でわかるように示しています。その中でさらに、魚の移動なのか、産卵なのかというのは細かく示してございませんので資料をつけるようにさせていただきます。

井上会長 それじゃあ、次回までによろしく願います。次回そういうことを追加して出していただけるということでよろしいでしょうか。

森口河川計画室長 はい。

井上会長 ほか、いかがでしょうか。

道奥委員 よろしいですか。

井上会長 どうぞ。

道奥委員 先ほどの基本方針の規模を決めるお話で、毎回御説明をいただいておりますが今回の基本方針に限定した話じゃないんですけども、これから例えば財政面でいろいろ事情も変わっていくと思いますし、それから今は流域の資産とか人口とかいう形から規模を決めてるわけなんですけど、その中に人命を入れるのかどうか、基本方針レベルで入れるのかどうか、それを勘案して基本方針の規模を決めるのかどうか、今までも大部分基本方針が決まっていますのでそれを洗い直す話ではないんですけども、要するに河川の整備水準の考え方としてそういう社会的な状況、まあ財政面の状況が変わりつつあるということ、それから最近記憶に新しいそういう人命の犠牲もあるということも考えますと、将来的にはそういう考え方もいま一度整理して行く必要があるのかというふうにも思うんですけどもね。例えば大阪府の場合なんかは府下一律100分の1を目指してやって来たようなんですけども、こういう特に財政面でいま一度、府下の河川を全部見直

して、めり張りをつけたような一律100分の1ではないというようなそういうことを検討しようとしているようですが、県の場合は、大阪府と大分違ってかなり地方の河川と市街地を流れる河川とめり張りがついているので大分カテゴリーも分けられてはおるようなんですけれども、そういうカテゴリーの分け方も将来的には、そういう状況を勘案しますと見直していくこともあるのかなというふうに思うんですけれども、そのあたり県のほうでは御議論されているのでしょうか。

森口河川計画室長 河川計画室の森口でございます。

今御指摘を受けましたが、基本方針としての河川のあるべき将来像としての流量としては、先ほど申しました地域別あるいは河川の重要度別ということでランクづけして、阪神間でいきますと100分の1、基本方針の中ではそれが最高ランクということで、但馬地域は50から60分の1というような大まかな区分で今まで決めてきています。じゃあ、実はこれから河川整備をやっていくのにどういう目標を立ててやっていくかということですが、現実にはこの後に続く河川整備計画の中で、個々目標を立てておおむね20～30年というような形の段階的整備というのが基本的な考え方でやっています。その段階的な整備をやっていくときに当面20から30年の目標として、ある程度めり張りをつけるというようなことを今考えています。特に先般、佐用で起きたような上流で未改修のところで大きな雨が降って被害が出たと、今まで河川は災害復旧で上流地域でやっている例もあるんですが、基本的には、下流から予防的な対策としては進めて来たということがあるわけですが、そうやっているとなかなか上流まで行きつかないというようなこともございますので、今、県としては中上流の流下能力の低いところもきちんと把握して一定の整備目標、下流がある程度整備が進めば中上流にも着手するような暫定的な目標と言いますか、整備水準をつくって水系全体で安全度を高めるといふ、これはこれからの投資できる範囲というのも考えながら、県全体でこういった水準まで高めて行くのかというようなことを見直ししようという

ことで今考えています。そういう意味で県下92水系、一級河川もございませうが、それを全部洗い直そうということで、去年からそういう作業を進めているところでございます。ただ基本方針については今までのレベルを大きく変えるということではなくて、具体的にやっていく整備計画の中で、当面の整備水準としてどこまで高めて行こうかということをも水系の横並びや資産の重要度等も見ながら検討していきます。しかし、人口資産だけで割り切ると、阪神間とか、都心部ばかりになるということもございませうので、地域の特性や実際の浸水実績等も考え合わせて、具体的な整備プログラムをこれから作っていかうというような考えで今作業に取りかかったということもございませう。

井上会長 ありがとうございます。

基本方針というのは相当の期間でありますし、整備計画と時間スケールが大分違うということで道奥委員の言われたことは、大分相当長い目で見なければならぬということも、その分、きょうすぐどうのこうのことでもないだろうと思います。その辺を考えに入れていただいて整備計画のほうで反映させていただければありがたいと思います。

ほかに何か御意見ございませうでしょうか。御意見、御発言ありましたらお願いいたします。

それでは、きょうの資料をごらんいただいて、後日御意見や御質問がありましたら事務局あてにメールなどで送っていただくということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、矢田川水系河川整備基本方針について、次回以降の審議会で決定したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

最後に、今後のスケジュール等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 今年度の河川審議会は今回を含めまし

て3回開催させていただきました。活発な御審議ありがとうございました。来年度も3回程度予定しておりまして、夏前には第1回審議会を開催したいと考えております。来年度の審議案件といたしましては、本日御審議いただきました矢田川の河川整備基本方針の答申と、ほか2河川の河川整備基本方針の諮問、答申及び現地調査等を予定しております。よろしく願いいたします。

井上会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対しまして何か御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日予定の議事がすべて終了しました。御審議に御参加いただきましてありがとうございます。ここで司会者に進行役をお返しいたします。

司会 井上会長、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして審議会を終了させていただきたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後 3時01分 閉会)